

鳥獣害防止特措法改正案が成立

11月25日、衆議院本会議で鳥獣害防止特措法改正案が可決成立し、12月2日に公布・施行された。

改正では捕獲鳥獣の食品としての利用や、国や県による鳥獣被害対策実施隊の設置支援の他、狩猟者の技能講習の免除期限の5年延長等が盛り込まれた。主な改正の概要は以下のとおり。

改正内容

1. 市町村行政の策定する鳥獣被害防止計画の記載事項の追加

- (1) 捕獲鳥獣の食品等有効利用に関する事項を加える。
- (2) 市町村が必要であると認めるときは、被害防止計画に鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。

2. 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携

都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を被害防止計画が定められている市町村の区域内で実施する場合には、被害防止施策が円滑かつ効果的な実施に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

3. 鳥獣被害対策実施隊の設置等についての支援

国及び都道府県は、鳥獣被害対策実施隊の設置やその機能の強化に向けて、必要な支援に努める。

※改正を受けて静岡県では、引続き農林事務所を通じて市町への設置を働き掛けるとともに、新たに、設置する市町に鳥獣被害防止総合対策交付金を優先的に配分することとした。

4. 捕獲等対象鳥獣の食品としての利用

国及び地方公共団体は、捕獲した対象鳥獣の食品等の有効利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、情報提供、技術の普及、開発又は需要の開拓に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

5. 銃砲刀剣類所持取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の捕獲従事者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を5年延長し、平成33年12月3日までとする。

回覧

組合長	常勤役員	参事	関係部課長	係